

多世代ふれあいセンターの囲碁将棋室について

(受付日：令和7年1月6日)

Q 総合福祉会館の閉館に伴い、多世代ふれあいセンターの囲碁将棋室の利用が令和6年12月27日をもって終了した。

現在建設中の新庁舎2期棟（市民交流棟）に、碁盤や将棋盤を置き、囲碁や将棋ができるスペースを作って欲しい。

A 多世代ふれあいセンターは、市民の福祉の増進と生活の向上を図るという施設の設置目的に基づき、隣接する総合福祉会館と併せて市民の福祉活動を支える拠点施設としてこれまでご利用いただいていたところでした。

令和6年度末の総合福祉会館の閉館に伴い、公共スペースとしての囲碁将棋室の利用はできなくなりますが、他のサークル等の活動団体の方々と同様に多世代ふれあいセンターの貸室を有料でご利用いただくことは可能です。今後、ご利用しやすいよう碁盤や将棋盤を保管できる可動式の設備を整えることとしていますので、引き続き皆様の活動の場として多世代ふれあいセンターをご利用いただければと思います。

また、多世代ふれあいセンターの貸室と同様に有料となりますが、ふれあいセンター等の市関連施設も利用することができますので、ご検討いただきますようお願いいたします。各施設の情報は市ウェブサイト【ウェブ番号：1009995】でも確認することができますが、ご不明な点等がありましたら担当課までお問い合わせください。

現在建設中の市民交流棟（2期棟）につきましては、イベントの開催等を除いては、自由な空間として利用いただくスペースとして活用する予定のため、特定の活動のための碁盤や将棋盤を置くことはできません。

健康福祉部 高齢福祉課